

(補足説明資料①) 試験研究炉等の原子力の安全規制

事業期間 令和3年度～令和7年度

令和3年度要求額 0.24億円(0.23億円)

事業内訳と成果目標

具体的に得たい指標・分析内容とその必要性

1. 試験研究炉等の審査、検査等(10百万円(10百万円)、実施期間:令和3年度～令和7年度)

事業者から申請された試験研究用原子炉等の設置の許可、設計及び工事の計画の認可、法定確認等について、厳格に実施するとともに、事業者の活動については原子力規制検査により確認する必要がある。

2. 業務委託費:安全性調査(7百万円(7百万円)、実施期間:令和3年度～令和7年度)

平成25年12月より試験研究用原子炉に関する新規規制基準が適用されており、平成26年度下半期以降、試験研究用等原子炉設置者から新規規制基準適合性確認の申請が相次いでいる。当該申請内容の耐震安全性等について、その妥当性を評価する必要がある。

3. 原子炉主任技術者試験(7百万円(6百万円)、実施期間:令和3年度～令和7年度)

原子炉主任技術者試験は、原子炉主任技術者の職務(原子炉の運転に関する保安の監督(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(第40条第1項及び第43条の3の26第1項))を行うために必要な専門的知識及び原子炉の運転を行うために必要な実務的知識の有無を判定するものであり、毎年実施している。

事業計画及び事業費見込

(単位:百万円)

事業内訳	R1	R2	R3	R4	R5
1. 試験研究炉等の審査、検査等	審査、検査等				
(事業費見込)	12	10	10	10	10
2. 業務委託費 安全性調査	試験研究用等原子炉施設の耐震安全性評価	試験研究用等原子炉施設の耐震安全性評価	試験研究用等原子炉施設の耐震安全性評価	(審査状況に応じて検討)	(審査状況に応じて検討)
(事業費見込)	7	7	7	-	-
3. 原子炉主任技術者試験	試験の実施				
(事業費見込)	6	6	7	7	7